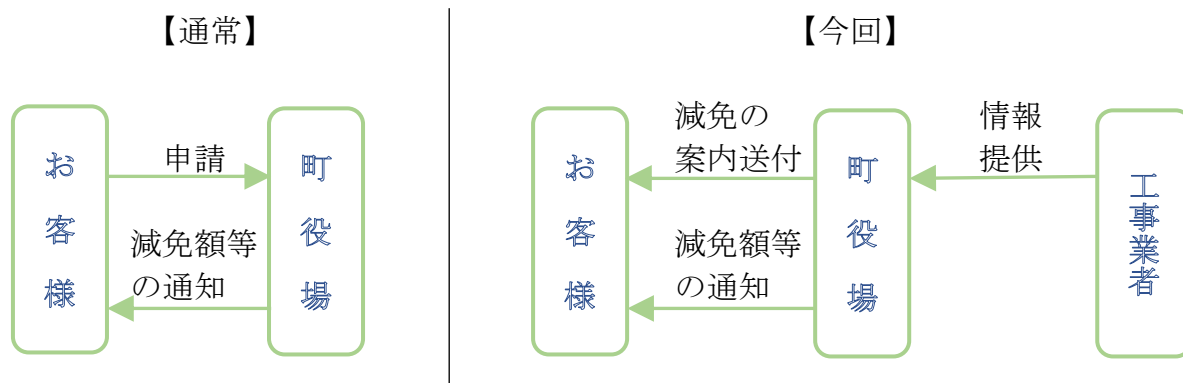


令和8年2月27日
湯河原町水道課

2月8日、9日の大雪、低温により発生した給水管の漏水に伴う減免手続きについて
～プッシュ型のスピーディ手続き～

2月8、9日の大雪や低温による給水管の凍結により、湯河原町の給水区域内においても400世帯を超えるお客様で断水が発生しました。早期復旧により、断水は解消しましたが、本格回復には依然時間を要しています。

一方、凍結などの際の漏水については、減免をいたしますが、通常は、お客様からの申請を持っての対応になりますが、今回の災害級の被害としてとらえ、プッシュ型の対応として、当町から先んじて、お客様あて「漏水に伴う減免について」を送付し、手続きの円滑化をはかります。



※ 本件は、湯河原町営水道のお客様が対象となります。

※ 漏水に係る水道料金及び下水道使用料の減免額は、原則として漏水発生前の使用水量と、漏水発生後の使用水量との差し引き水量に基づいて算定します。町営水道につきましては2ヶ月に1回の検針のため、3月もしくは4月の検針により漏水量の判定をし、減免額の決定をいたします。

お問い合わせ先
湯河原町水道課管理係
(電話) 0465-63-2111 (内線 752・753)
(FAX) 0465-64-0300
(Eメール)
suido@town.yugawara.kanagawa.jp